

官民競争入札等監理委員会
第97回議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

第97回 官民競争入札等監理委員会
議 事 次 第

日 時：平成24年10月 1 日（月） 13:00～14:00

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

1．開 会

2．実施要綱（案）について

（１）政府認証基盤の保守・運用管理業務

（２）国民年金保険料収納事業

3．事業の評価（案）について

（１）道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等

4．公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセス（案）について【非公開】

5．閉 会

○前原委員長代理 皆様こんにちは。定刻になりましたので、第97回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、榎谷委員長が所用で欠席のため、私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、本日、伊集院先生が初めて御出席でございますので、一言御挨拶を。

○伊集院委員 御紹介いただきました、伊集院礼子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。当委員会のスタートから3期目に当たります、ことし参加させていただくことになりました。

公共サービスの改革とか市場化テストの導入推進に関しましては、私も内閣府の独法の評価委員会の一員といたしまして、それなりに評価という形で携わってまいりましたが、今回はその総本山の委員会の一員に参加させていただくことになりましたので、ジャーナリストとして、国民の利益第一ということから、国民の立場からいろいろ物を考え、努めさせていただきたいと思っております。

不慣れでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前原委員長代理 よろしくお願いいたします。

議題は議事次第のとおりとなっておりますが、議題4につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することいたします。

まず、実施要項(案)について御審議をいただきたいと思います。本件につきましては、これまで、入札監理小委員会で審議してまいりましたので、まず、政府認証基盤の保守・運用管理業務について、小林主査から御報告をお願いいたします。

○小林委員 それでは、政府認証基盤の保守・運用管理業務について、結果と論点を報告させていただきたいと思います。

本件は、平成25年3月から29年2月までの4年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされているところです。資料1-1に基づきまして、御説明したいと思います。

まず1点目は、入札参加の資格についてでございますけれども、本件の運用要員について、行政機関の認証局または電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けた認証局の運用実績を有する者を含めると記載されておりまして、非常に専門性が厳しく定められているということでございましたので、その点について議論いたしました。

対応としましては、認証業務がある程度専門性が必要であるということのために、そのままパブリックコメント等で意見を募集しまして、その意見の有無によって対応を考えていくということにいたしました。パブリックコメント等では、入札参加資格に関する意見はございませんでしたので、そのままといたしました。

2点目は、従来の実施状況に関する情報の開示についてであります。「従来の実施に要した経費」の予算の削減理由と「従来の実施に要した人員」の関係がわかりづらいという

ことで、対応をしていただきました。

対応といたしましては、「従来の実施に要した経費」の予算の削減理由として、運用要員の削減があったということを追加し、また「従来の実施に要した人員」については、実績の人員と要求人員がわかるように訂正していただきました。

3点目、パブリックコメント等についてであります。請負業者の負担金額について、金額の内訳等を提示してほしいということがありましたので、対応といたしましては、提案のとおり、マスターセンタ及びバックアップセンタの各使用料、各通信回線使用料及び各回線容量について記載していただいたということでございます。

以上でございます。

○前原委員長代理　ありがとうございました。

続きまして、国民年金保険料収納事業につきまして、稲生主査より御報告をお願いいたします。

○稲生委員　資料2-1に基づきまして、報告をいたします。

国民年金保険料収納事業につきましては、公共サービス改革基本方針におきまして、全国312カ所の年金事務所について、平成24年10月から平成26年9月までの2年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。平成24年4月3日の官民競争入札等監理委員会におきまして、民間競争入札実施要項の付議を行いました同事業につきましては、全国312カ所の年金事務所を全国23地区に割り振り、地区ごとに入札手続を行ったところでございます。

その結果、その一部であります合計13地区、年金事務所ベースで合計196カ所になりますけれども、予定価格を上回りまして、不落となったために、年金機構は、再度の入札公告に向けた見直しを行ったところでございます。

まず、1番の入札の経緯でございますが、ここに記載されたとおりでございます。ごらんいただければと存じます。

続きまして、2番でございますけれども、1ページ目の下のほうでございます。日本年金機構における見直しにつきましてでございますが、(1)の変更点の①、日本年金機構は、入札価格が予定価格を上回った原因を検証しました結果、以下の事情が主な原因であるとの結論に至ったところでございます。2ページ目の上のところの枠囲いでございますが、この内部にございますように、戸別訪問員の人数を「滞納者1.5万人当たり1名以上」としたところでございますけれども、想定よりも戸別訪問員の人数が増加したために、経費が増大したと分析されているところでございます。

そこで、日本年金機構におきましては、戸別訪問員の人数につきましては、「滞納者1.5万人に1名」の設置を「必須」とすることとしまして、「以上」の記載を削除したところでございます。

(2)のところをごらんください。さらに、日本年金機構は今回の実施要項(案)におきまして、枠囲いの中でございます、2つの変更をしております。変更点②でございます

けれども、契約期間が変更前、変更後のとおりに変更されているところでございます。続きまして、変更③のところでございますが、独占禁止規定の削除がなされております。要は間口を広めているというところの変更点でございます。

続きまして、（３）変更点④をごらんください。そのほか、年金機構はシステム機器更改に伴います「金銭登録機」の運用廃止を受けまして、この「金銭登録機」を民間事業者に貸与するとの規定を削除したところでございます。

３番のところでございますが、実施要項（案）の審議につきまして御説明いたします。入札監理小委員会としましては、今回の実施要項（案）につきまして審議し、妥当であると判断をいたしました。

最後４番のところをごらんください。パブリックコメントへの対応状況についてですが、パブリックコメントにつきましては、適切な回答案が作成されていることを委員会として確認いたしました。

さらに、お手元の資料２－３、最後の一枚でございます。こちらの資料でございますが、今回の契約期間の変更が基本方針に定めました契約期間と異なることになったことを踏まえまして、現行の基本方針について、資料２－３の２ページ目にあります（案）の下線部分を変更して実施することでございます。下線部分は、（案）の上のところに１１６カ所とあります。下のところが１９６カ所となっておりますけれども、いずれにしましても、下線部分につきまして、変更するということでございます。

以上でございます。

○前原委員長代理　ありがとうございました。

御報告いただきました２件の実施要項（案）については、異存ないこととし、資料２－３については、御了承いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○前原委員長代理　ありがとうございました。

それでは、公共サービス改革法第１４条第５項の規定により、付議されました実施要項（案）については、監理委員会としては異存ないこととし、資料２－３については、監理委員会として了承することといたします。

続きまして、３番目の議題である事業の評価（案）について、御審議いただきたいと思っております。事業の評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告を踏まえ、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。それでは、事業の評価（案）について、内閣府から説明をお願いいたします。

○古矢参事官　それでは、お手元の資料３をごらんください。「道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等の評価（案）」について、説明させていただきます。

まず、事業概要等でございますが、国土交通省が実施する道路、河川・ダムにおける発注者支援事業は、平成２２年７月の閣議決定基本方針で、民間競争入札を実施することを決定いたしました。

これを受けて、国土交通省は本委員会の議を経て実施要項を定め、平成 23 年度から本事業を単年度または複数年の契約期間により実施しているところでございます。

そこで、本年度は 1 ページの下にある表に記載されております、平成 23 年度に単年度契約期間で実施した事業について、評価を行うものでございます。

2 ページ以降で、本事業の実施状況の分析をしております。まず、対象公共サービスの質についてですが、要求水準の達成状況については、2 ページの下表にございますように、平成 23 年度業務の平均総合評価点は、平成 22 年度業務の平均総合評価点とほぼ同等の結果でございました。これは業務の実施について、特段の問題は報告されていない平成 22 年度と同等のサービス水準が確保されているという結果であり、各受託事業者が業務内容及び仕様書等を踏まえ、適切に業務が実施されていると考えられます。

次に、入札状況についてですが、3 ページ中ほどのイにありますように、平均応札者数を見ますと、1 業務当たりの平均応札件数は、平成 22 年度に比べて増加しており、市場化テストの導入により競争性が向上しております。

以上の分析を受けて、4 ページで評価についてまとめております。対象公共サービスの質については、平均評点に関しては大きな違いが見られないことから、事業者が変更となってもサービスの質の維持はおおむね図られているものと考えられます。ただ、各評価項目別に比較しますと、細かい数字は別添資料にございますが、若干ではありますが、いわゆる弘済会等より民間企業の評価が下回っている項目が見られます。特に公物管理補助業務に関して顕著ですが、これは法令・技術基準の知識、業務内容についての判断、関係者とのコミュニケーションを評価する「的確な履行」が一律評価を下回っていることによります。

業務経験が少ない民間企業の評価が、業務経験の多い弘済会等より低い結果になったのはやむを得ないと考えられるものの、今後、民間企業が業務経験を積むことにより改善が図られるものと期待されます。

入札状況につきましては、若干ではありますが、応札者数はふえておりますので、市場化テスト導入による効果は得られているものと考えられます。

なお、今後の方針についてですが、既に述べさせていただいたように、本年度は平成 23 年度単年度事業の評価のみとなっておりますので、平成 23 年度から複数年の契約期間で実施された事業の評価につきましては、次年度に行う公共サービス改革法に基づく評価において行うものとしております。

以上でございます。

○前原委員長代理　ありがとうございました。

ただいま説明のありました事業の評価（案）につきまして、監理委員会として異存はないということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○前原委員長代理　ありがとうございました。

それでは、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、本日の公開審議はこれで終了となりますので、傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)